

令和8年3月小郡市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和8年3月9日(月) 午後2時5分 開会

2. 開催場所 小郡市役所 南別館3階大会議室

3. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第3号 農地所有適格法人要件の確認について

4. 会議に出席した委員 (24名)

1番 天本 正幸	2番 寺崎 廣喜
3番 中原 日登美	4番 白水 壽徳
5番 佐藤 和治	6番 藤井 政秋
7番 山下 梅夫	8番 檜原 忠夫
9番 山田 憲二	10番 秋山 儀一
11番 寺崎 多加子	12番 末次 勝記
13番 伊藤 博文	14番 肥山 繁雄
15番 赤川 敏彦	16番 大中 寛敏
17番 末次 実	18番 西岡 利子
19番 野瀬 敏彦	20番 永利 春雄
21番 久光 壽子	22番 西岡 秋義
23番 永利 美津枝	24番 田中 善道

5. 会議に欠席した委員 (0名)

6. 会議に出席した事務局職員 (3名)

事務局長 横尾 憲保
農地係長 上野 智哉
書記 豊福 大志

会長：

大変お忙しい中、農業委員の皆様におかれましては、本総会にご参集いただき、厚くお礼申し上げます。

それでは本日の総会は、議案3件、報告3件でございます。
委員各位の慎重な審議をお願い申し上げます。

(開会)

議長：

ただいまの出席委員は24名で委員定足数に達しております。
よって、令和8年3月小郡市農業委員会総会は、ここに成立いたしましたので開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

先ほど、分科会にて事前審査をお願いしたところではございますが、本会議での十分なお審議、よろしく願いいたします。

[日程第1 議事録署名委員の指名]

議長：

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員は、17番委員、18番委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

[日程第2 議案の審査]

議長：

日程第2、これより議案の審議を行います。
議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、5件を議題といたします。
それでは事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局：

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてご説明をいたします。

議案書の1ページをご覧ください。

番号1は、福童地内の畑1筆です。3条による有償移転で売買となります。

(面積、譲渡人・譲受人の説明)

譲渡人は耕作不便、譲受人は経営規模拡大ということで売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

番号2は、福童地内の畑1筆です。3条による有償移転で売買となります。

(面積、譲渡人・譲受人の説明)

譲渡人は耕作不便、譲受人は新規就農ということで売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

番号3は、二森地内の2筆です。3条による無償移転で贈与となります。

(面積、譲渡人・譲受人の説明)

譲渡人と譲受人は親子関係で、親から子へ無償譲渡されるものです。

(位置図で場所の説明)

議案書は2ページをお願いします。

番号4と番号5は3条による農地の交換です。

下西鯉坂地内の田を交換されるものです。

(面積、譲渡人・譲受人の説明)

交換することでそれぞれが耕作に便利になるとのことです。

(位置図で場所の説明)

以上、譲り受け人はすべての農地を有効に活用すること、機械、労働力及び技術など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、問題はないと思われま。

なお、先月開催しました地区会議においても了承を頂いております。以上で説明を終わります。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしていただいたので、第2分科会から事前審査の結果のご報告をお願いします。

第2分科会代表：

ご報告いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請5件について、慎重に審査した結果、許可相当とするとの意見の一致をみました。

なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

議長：

ただいま、報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質疑、意見なし)

議長：

特にないようです。

議案第1号について、許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成です。

よって、原案のとおり許可することと決定いたします。

次に、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、1件を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局：

それでは議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、1件の説明をいたします。

議案書の3ページをお願いします。

番号1は、井上地内の畑1筆です。

農家住宅及び農業用倉庫建設のため、転用の申請が出されたものです。

(位置図で場所、施設概要の説明)

なお先月開催しました地区会議において了承いただいております。

以上で説明を終わります。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件について事前審査を第3分科会へお願いしておりましたので、第3分科会から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

第3分科会代表：

ご報告いたします。

議案第2号、農地法第4条第1項の許可申請1件に対する意見について、事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみました。

なお本会議での審議方よろしくをお願いいたします。

議長：

ただいま、報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質疑、意見なし)

議長：

特にないようです。

議案第2号について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成でございます。

よって議案第2号は原案のとおり許可相当とし、意見書を付けて県に進達いたします。

次に、議案第3号、農地法第5条第1項の許可申請に対する意見について、11件を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局：

議案第3号、農地法第5条第1項の許可申請に対する意見について、11件の説明をいたします。

議案書の4ページをお願いします。

番号1は、三沢地内の畑1筆です。一般個人住宅建設のため、転用

申請が出されたものです。

(位置図で場所、施設概要の説明)

番号2は、三沢地内の畑1筆です。一般個人住宅建設のため、転用申請が出されたものです。

(位置図で場所、施設概要の説明)

番号3は、井上地内の畑1筆です。農家住宅及び倉庫建設のため、転用申請が出されたものです。

(位置図で場所、施設概要の説明)

議案書5ページをお願いします。

番号4と番号5は、譲渡人は異なりますが、譲受人が同一の案件で、小郡地内の畑4筆です。建築条件付き住宅建設地造成のため、転用申請が出されたものです。

(位置図で場所、施設概要の説明)

番号6は、山隈地内の畑2筆です。露天資材置き場設置のため、転用申請が出されたものです。

(位置図で場所、施設概要の説明)

議案書6ページをお願いします。

番号7から番号9までは、譲渡人は異なりますが譲受人が同一で、事業としてはひとつの案件です。

番号7は、寺福童地内の田2筆、番号8は、寺福童地内の田1筆、番号9は、寺福童地内の田2筆です。雨水幹線改修に伴う仮設道路設置のため、一時転用申請が出されたものです。

(位置図で場所、施設概要の説明)

本日お配りした6ページの2をお願いします。

番号10と番号11は、譲渡人は異なりますが譲受人が同一で、事業としてはひとつの案件です。

番号10、番号11共に三沢地内の畑1筆です。農地改良のため一時転用申請が出されたものです。

(位置図で場所、施設概要の説明)

なお先月開催しました地区会議において了承いただいております。以上で説明を終わります。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件について事前審査を第3分科会へお願いしておりましたので、第3分科会から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

第3分科会代表

ご報告いたします。

議案第3号、農地法第5条第1項の許可申請11件に対する意見について、事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみました。

なお本会議での審議方よろしくをお願いいたします。

議長：

ただいま、報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質疑、意見なし)

議長：

特にないようです。

議案第3号について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成でございます。

よって議案第3号は、原案のとおり許可相当とし、意見書を付けて県に進達いたします。

[日程第3 報告事項]

議長：

これより報告事項に入ります。

報告事項3件につきまして、事務局より説明をお願いします。

事務局：

はじめに報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出12件につきまして報告いたします。

議案書の7ページをご覧ください。

番号1は、松崎地内の畑1筆です。
借人の都合により合意解約されたものです。

番号2は、下岩田地内の田1筆です。
借人の都合により合意解約されたものです。
番号3は、井上地内の田1筆、畑2筆です。
借人の都合により合意解約されたものです。

議案書は8ページ。
番号4は、下岩田地内の田2筆です。
借人の都合により合意解約されたものです。

番号5は、上岩田地内の田1筆です。
借人の都合により合意解約されたものです。

番号6は次の9ページにまたがります。
大板井地内の田12筆です。
借人の都合により合意解約されたものです。

議案書は10ページ。
番号7は、三沢地内の田2筆です。
契約の変更のため合意解約されたものです。

番号8は、松崎地内の畑1筆です。
借人の都合により合意解約されたものです。

番号9は、下岩田地内の田1筆です。
借人の都合により合意解約されたものです。

議案書は11ページ。
番号10は、下岩田地内の畑2筆です。
借人の都合により合意解約されたものです。

番号11は、上岩田地内の田1筆です。
借人の都合により合意解約されたものです。

番号12は、福童地内の畑1筆です。
売買のため合意解約されたものです。

以上、届出地の表示及び届出人については、記載の通りであり説明を割愛させていただきます。

報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域の転用届出について、7件を報告いたします。

議案書12ページをご覧ください。
番号1は、横隈地内の畑1筆です。
一般個人住宅の建設のため届出が出されています。

番号2は、小板井地内の田2筆です。
集合住宅等の建設のため届出が出されています。

番号3は、稲吉地内の田1筆です。
露天資材置き場とするため届出が出されています。

議案書は13ページ。
番号4は、大崎地内の田1筆です。
露天資材置き場とするため届出が出されています。

番号5は、力武地内の田1筆、畑1筆です。
一般個人住宅の建設のため届出が出されています。

番号6は、福童地内の田1筆です。
宅地の分譲のため届出が出されています。

議案書14ページ。
番号7は、大保地内の畑3筆です。
集合住宅の駐車場及び物置き場設置のため届出が出されています。

以上、届出地の表示及び届出人については、記載の通りであり説明を割愛させていただきます。

続きまして、議案書の15ページをご覧ください。
報告第3号、農地所有適格法人要件の確認につきまして報告いたします。

農地所有適格法人とは、「農地法」で規定されたもので、定められ

た要件を満たすことにより、「農地に関する権利の取得が可能な法人」となります。また、農地所有適格法人は、農地法第6条第1項において、法人の毎事業年度終了日、いわゆる決算の日から3か月以内に、農地等の所在地を管轄する農業委員会へ、事業状況等の報告をすることが義務付けられており、農業委員会は、その法人が農地法上の要件を欠いていないか、また欠くおそれがないかについて、この報告によって確認することになっています。

なお、確認要件は、「法人形態」要件、主たる事業が農業であるという「事業」要件、「構成員」要件及び「役員」要件の4要件を確認することとなります。

今回は、1団体の報告をご覧ください。

農地法第6条及び農地法施行規則第58条の規定に基づき、提出がありましたので、16ページの農地所有適格法人要件確認書により報告いたします。

法人名、代表者、所在地、事業内容については、「農地所有適格法人要件確認書」に記載のとおりです。

先程説明しました4要件を法人報告書により審査しましたところ、全ての要件を満たしておりましたので、「適合」と判断しているところであります。

簡単ですが報告いたします。

議長：

事務局から報告が終わりました。

報告事項3件につきまして、何かご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

特に、無いようです。

以上で本総会に付議されました案件の審議・報告はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

議事録作成に当たり、本総会中の誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長：

異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上で、令和8年3月、小郡市農業委員会総会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。

令和8年3月9日(月) 午後2時52分閉会

小郡市農業委員会

議長 天本 正幸 ⑩

署名委員 17番 末次 実 ⑩

署名委員 18番 西岡 利子 ⑩